

12月号では、「講師派遣」について、ご紹介しました。

今回は、「家庭でできる親と子の『お金教育』」について、ご紹介します。

家庭でできる親と子の『お金教育』

現在では「お金の教育」が子どもの自立の必須となっています。お金の教育は、子どもがお金との付き合い方を学び、働いてお金を稼ぐことや、収入（小遣い）内でやりくりし、貯金を管理（投資）して上手に使うなど、その全てがしっかりできる大人に育てていくのが目標です。

◆お小遣いの使いみち

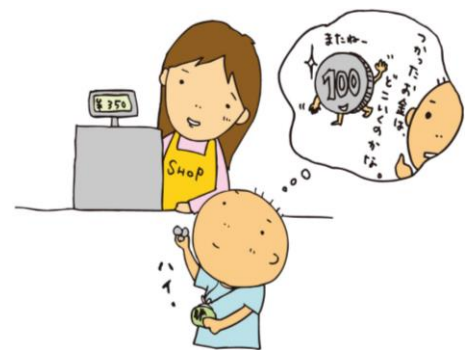
お小遣いを渡すときは、子どもが、お小遣いでまかなう範囲（文房具代は、親が出すのか、子どもがお小遣いで買うのか等）や、お小遣いの渡し方（定額制にするのか、お手伝いをした場合のお駄賃として渡すのか等）をよく考え、お小遣いのルールを決めることが必要です。自分が自由に使える分と、急な出費に備えた貯金分が必要であることも話しておきましょう。

また、子どもから、お小遣いや貯金の額を超えて「欲しいものがある」と相談された場合は、本当に欲しいものかどうかを見極められるよう親子で話し合しましょう。話し合いの結果、前借りを認める場合は、返済の事まで取り決めて貸しましょう。お金を借りるには、「信用」が必要であることを、しっかりと理解させることが大切です。

◆買い物で総合学習

子どもはある一定の年齢になると、自分の小遣いでの買い物だけではなく、テレビや車など「家族の購買」に影響力を及ぼすようになります。大きな買物の話し合いは学習の機会です。ぜひ子どもを参加させてください。

また、夕飯の買い物など子どもに任せてみましょう。買い物は、物の値段を知るようになることだけではなく、予算内に収めること、衝動買いをしないこと、品質表示や賞味期限に注意することなど、総合学習の機会となります。



◆おこづかいきろく（こづかい帳）

子ども達が健全な金銭感覚を身につけるため、おこづかいきろく（こづかい帳）を子どもに付けてもらうようにしましょう。できるだけ多くの金額を貯蓄することにより、夢や目標に向かってお金の面でもコツコツと計画的に工夫や努力をしたり、必要なものをよく考えて買う習慣を付けることが大切であると考えられるからです。

おこづかいきろくはダウンロードできます。親子で一緒に作ってみましょう。

<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/kozukai/>



◆家計夢ノート

家計簿を初めて付ける方、家計管理が難しいと感じている方にとって、いつでも始められる家計の練習帳として「家計夢ノート」をご紹介します。あなたの暮らしのパートナーとしてぜひお役立てください。

https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/yume_note/



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 中古車を購入するときに知っておきたいポイント
- ◆ 身に覚えのない当選メールに注意しましょう！
- ◆ 靈感商法トラブルに気を付けましょう！
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2023

1 January

月号

第 154 号



中古車を購入するときに知っておきたいポイント

－ 中古車は新車と違ってこんなトラブルが生じることも －

- ◆ 1か月前に中古車を購入したが、販売店で見たときには気付かなかった傷やへこみ、補修した跡などが見つかった。契約の時には販売店から「傷がある」という説明はなかった。
- ◆ インターネットの中古車販売店のサイトで中古車を購入したが、納品直後から、エンジンから異音がするなど不具合が発生した。
- ◆ 中古車を購入することとして契約したが、後になって考え直し、数日後にキャンセルを申し出たら、キャンセル料を請求された。

－ 中古車を購入する際のチェックポイント －

販売店や車を選ぶとき

- 広告やプライスボードに価格・保証の有無・定期点検整備実施の有無・走行距離・修復歴の有無などが表示されているかどうかを確認する。
- 契約前にエンジンをかけ、可能であれば試乗して状態を確認する。

商談するとき

- 広告やプライスボードの表示内容と、実際の車に相違がないかを確認する。
- 内装・外装の傷やへこみ、エンジン・ミッションなどの車の状態、カーナビ・アルミホイール等の装備品の内容や状態を確認する。
- 見積書をもらい、車の価格だけでなく、保証、整備費用・種々の税金・手続代行費用といった諸費用の内容と金額などを確認する。
- 複数のお店から見積書を取り、諸費用の内容・金額について確認する。

契約するとき

- 注文書等の記載内容・金額が商談時のものと同じかどうか確認する。
- 署名・捺印する前に、注文書等の内容を確認する。特に契約成立時期、キャンセル料については必ず確認する
- 注文書等の控えを必ず受けとる。



困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

身に覚えのない当選メールに注意しましょう！

相談事例

スマートフォンに「おめでとうございます！高額当選！5億円」というメール届いた。不審に思ったが、もしかしたら本当に当選したのかもしれないと思い、「当選金の受け取りはこちら」と書いてあるURLをクリックして、名前と住所、電話番号などを入力して返信した。

しばらくすると、「送金手数料として1万円が必要です。コンビニで電子マネーを購入して、そのカードの裏に書いてある番号をサイトに入力してください」というメールが来たので、そのとおりにしたところ、その後も、登録料や手数料等の名目で何度も請求があり、気が付いたら、合計60万円ほどを支払ってしまった。



★アドバイス★

- 申し込んだ覚えのない宝くじや懸賞に当選したというメールやSMS（ショートメッセージ）が届き、お金を受け取るための送金料や手数料を請求されたという相談が寄せられています。
- **申し込んでいない宝くじや懸賞に当選することはありません。**SMS等に記載された宝くじや懸賞は実在しているかどうかとも疑わしいものです。
- 実在する機関や事業者、またはそれと似たような名称を名乗るケースもあります。**身に覚えのないメール等が届いた場合は、絶対に相手に連絡しないようにしましょう。**
- 相手に連絡したり、個人情報を入力して一度でも手続き等を行ったりすると、送金料や手数料と称してお金を請求されたり、その後も同じようなメールやSMSが届く可能性があり、**一度お金を払ってしまうと取り戻すことは困難です。**
- メール等がしつこく送られてくる場合は、携帯電話会社各社が提供しているメールブロックサービスの利用や、メールアドレスの変更を検討しましょう。
- **困ったときや不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。**

靈感商法トラブルに気を付けましょう！

「このままでは不幸になる」、「悪霊がついている」などと言って不安をあおり、高額な商品やサービスの契約をさせるトラブルについて、相談が寄せられています。

心配になっても、その場ですぐ契約しないよう、注意しましょう。

契約をしてしまった場合でも、出向いた先で勧誘を受けて契約をした場合や、電話で勧誘を受けて契約した場合などは、解約できる可能性があります。

また、勧誘された際に、恐怖を感じるような勧誘を受けた場合は、警察にも情報提供してください。

困ったときや不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



ストップ!
特殊詐欺被害

「キャッシュカードを預かります」という電話は「詐欺」です!

- 警察官や銀行員などを装って、「あなたのキャッシュカードが悪用されています」、「口座を利用停止にする手続きをします」、「手続きのためにキャッシュカードを預かります」などと言って、キャッシュカードをだまし取る預貯金詐欺やキャッシュカード詐欺の被害が発生しています。
- 詐欺電話は固定電話機にかかっています。
- 家の電話は常に留守番電話にしておく、または、防犯機能付き電話機を活用するなど、不審な電話がかかっても、直接、話をしない環境を整えましょう。



消費生活センターからのお知らせ

- 宮城県消費生活センターの1月の相談受付日は、下表の○印の日です。年始（1月1日から3日）と、日曜日、祝日は、お休みとなります。

1月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
休	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○

消費生活相談窓口

ひとりで悩まず まず相談!
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター ☎ 022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時 土 9時～16時（祝日・年末年始除く）

うまい話は
まず疑う!

必要ないものは
きっぱり断る!

ひとりで悩まず
まず相談!

◎各県民サービスセンター相談窓口（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

大河原 大河原地方振興事務所
県民サービスセンター ▶ 0224-52-5700

大崎 北部地方振興事務所
県民サービスセンター ▶ 0229-22-5700

栗原 北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター ▶ 0228-23-5700

石巻 東部地方振興事務所
県民サービスセンター ▶ 0225-93-5700

登米 東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター ▶ 0220-22-5700

気仙沼 気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター ▶ 0226-22-7000

電子申請による
消費生活相談



本情報紙のバックナンバーは
こちらで検索♪

みやぎの消費生活情報



©宮城県
・(株)旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）